

令和5年第4回（6月）筑紫野市議会定例会  
第1回予算審査常任委員会

○日 時

令和5年6月16日（金）午前10時10分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（22名）

委員長	上村和男	副委員長	城健二
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	辻本美恵子	委員	赤司泰一
委員	高原良視	委員	西村和子
委員	原口政信	委員	白石卓也
委員	宮崎吉弘	委員	山本加奈子
委員	八尋一男	委員	古賀新悟
委員	坂口勝彦	委員	段下季一郎
委員	前田倫宏	委員	檜木孝一
委員	佐々木忠孝	委員	吉村陽一
委員	赤司祥一	委員	春口茜

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（0名）

○一般傍聴者（1名）

○出席説明員（5名）

市長	平井一三	総務部長	嵯峨栄二
財政課長	高木伸泰	財政担当係長	尾形基貴
財政担当主任	原田裕介		

○出席事務局職員（3名）

局長	荒金達	課長	大久保泰輔
主事	井形光介		

開会 午前10時10分

---

○委員長（上村和男君） それでは、委員がおそろいでございますので、第1回予算審査委員会を開会をいたします。

まず、初めに、本常任委員会に市長がお見えでございますので、一言御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

市長。

○市長（平井一三君） 皆さん、改めましておはようございます。

予算審査委員会の上村委員長、城副委員長をはじめ、委員各位におかれましては、日頃から議案の審査等に活発な議論を賜り、深く感謝を申し上げます。

これまで、一般会計予算については特別委員会で審査をしていただきましたが、これからは、5月25日に新たに設置された予算審査常任委員会で、一般会計当初予算や一般会計補正予算の総合的、一体的な審査をお願いすることとなります。今定例会の予算審査委員会では、令和5年度の一般会計予算1件の議案の審査をお願いをしております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（上村和男君） 市長、どうもありがとうございました。市長は公務がありますので、これで退席をされます。どうもお疲れでございました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

---

○委員長（上村和男君） 会議を再開をいたします。

議題（1）委員席の指定についてでございます。会議に先立ち、各委員の席を決定する必要があります。もしよろしければ、現在御着席の席を各委員の席として指定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 御異議なしと認めます。委員席については、現在御着席のとおり指定をいたします。

次の議題に入ります前に、本常任委員会に一般市民の方1名より傍聴の申出がありま

す。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

しばらく休憩をいたします。

---

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

---

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入る前にあらかじめ申し上げておきますが、委員会で発言のある委員は挙手の上、委員長から許可を得て発言をいただきますようにあらかじめ申し上げておきます。

それでは、議題（２）令和５年度筑紫野市一般会計予算の審査日程についてであります。

今日は部長がお見えでございますので、一言だけ御挨拶をしていただいて、説明の任に当たる職員の紹介をしていただきましょう。その後ですか。

○事務局（井形光介君） 審査日程の説明の後に。

○委員長（上村和男君） 後がいいですね。失礼しました。審査日程を先にやるそうですから、それをやった後、今申し上げたことは順番ではそうなっておりますので、もとい、そういうふうにさせていただきます。

それでは、審査日程の件についてであります。

委員会審査日程について、事務局から説明をお願いをいたします。

事務局。

○事務局（井形光介君） それでは、資料１を御覧ください。

資料１に、６月定例会における予算審査常任委員会の審査日程案を掲載しております。

簡潔に内容の説明を行います。

６月16日金曜日、現在行っております第１回予算審査常任委員会で審査日程を決定した後、財政課から予算概要についての説明を受け、資料要求事項の決定を行います。

今後、６月23日の11時に要求した予算審査資料が届きますので、議員控室の各議員の机の上に配付する予定としております。その後、14時から協議会を開く予定としております。

この協議会で集中審査事項の抽出を行います。

続いて、6月27日、28日、29日、30日についてですが、まず、集中審査の日程を決定した後、各課集中審査を総務市民常任委員会所管分、文教福祉常任委員会所管分、建設環境常任委員会所管分の順序で行います。各課集中審査が終了した後、委員会で、討論、採決を行うこととしております。

なお、開催時刻については、この後、委員会で決定していただくこととしております。

最後に、本会議最終日の7月6日に本常任委員会の審査報告を委員長から行っていただきます。

資料1についての説明は以上です。

○委員長（上村和男君） 今、事務局から説明のあった審査日程について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 御異議なしとのことでございますので、資料1のとおり審査日程を決定いたします。

議題（3）に入ります前に、総務部長より、令和5年度の予算編成に当たっての方針を含め御挨拶をいただくとともに、職員の紹介をしていただきます。

総務部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 改めましておはようございます。総務部長を拝命しております嵯峨と申します。よろしくお願いいたします。

令和5年度の予算につきましてですけれども、令和4年度予算と比較いたしまして6%、約20億円の増額予算となっております。

増額の主な理由といたしましては、まず、介護給付費や生活保護費など扶助費への対応でございます。後ほど説明を行いますけれども、扶助費の増加だけでも約7億5,000万余を見込んでおるところでございます。そのほか、保育所におけるICT化の推進、スポーツ振興計画の策定、小学校の増改築や中学校ナイター施設改修などの教育環境整備、物価高騰下における事業者支援など第6次総合計画に掲げる目標、社会情勢の変化、そして、昨年の決算審査特別委員会の意見を踏まえながら編成を行っております。

上村委員長、城副委員長をはじめ、議員の皆様におかれましては、令和5年度の予算審査のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席しております職員の紹介をさせていただきます。

まず、財政課長の高木でございます。

- 財政課長（高木伸泰君） 高木でございます。よろしくお願いいたします。
- 総務部長（嵯峨栄二君） 財政課財政担当係長、尾形でございます。
- 財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願いいたします。
- 総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当主任、原田でございます。
- 財政担当主任（原田裕介君） 原田と申します。よろしくお願いいたします。
- 総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。
- 委員長（上村和男君） それでは、何日間か一緒に過ごす時間がありますので、よろしくお願いを申し上げておきます。

続きまして、議題（3）令和5年度筑紫野市一般会計予算の審査についてに移ります。

令和5年度筑紫野市一般会計予算書について及び令和5年度予算資料についての2件を執行部から説明をお願いをいたします。

財政課長。

- 財政課長（高木伸泰君） それでは、令和5年度筑紫野市一般会計予算について説明させていただきます。後日、財政課を含めまして各課集中審査がございますので、本日は予算の概要について説明させていただきます。

まずは、こちら厚手の一般会計予算書でございますけれども、こちらの1ページをお開きください。

まず、説明に入ります前に、予算書についての説明を申し上げたいと思います。

予算書とは、市がその年度に実施したい事業にどれほどの経費をかけるのか、また、それを賄うために必要な財源をどのように調達するのかを計画し、これを金額で表示したものが予算書であります。また、この予算書の様式については、総務省令で定める様式を基準として作成することとなっております。

それでは、1ページの説明に入らせていただきたいと思います。

令和5年度筑紫野市一般会計予算は次に定めるところによるということで、第1条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ351億3,600万円と定めるとしております。

続く第2条は債務負担行為についての条文となりますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表によるとなっております。

地方自治法では、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには予算で定めておか

なければならないとされております。このことから、債務負担行為についてはこの第2条で定めているところでございます。

続く第3条は地方債についての条文となりますが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表によるとしております。

地方自治法では、普通地方公共団体は、予算の定めるところにより地方債を起こすことができるとされております。このことから、地方債についてはこの第3条で定めているところです。

続く第4条は、一時借入金についての条文となりますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は60億円と定めるとしております。地方自治法では、普通地方公共団体の長は歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。そして、この借入れの最高額は予算で定めなければならないとされております。したがって、一時借入金についてはこの第4条で定めているところでございます。

続く第5条は、歳出予算の流用についての条文となりますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めております。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用としております。

ここで補足をいたしますと、地方自治法第220条第2項では、歳出予算の経費の金額は、各款の間、または各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより流用することができる」と規定されております。したがって、歳出予算の流用についてはこの第5条で定めているものでございます。

次に、2ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算についてでございます。この第1表は7ページまで続いておりますが、まずは歳入について御説明をいたします。

2ページの表の一番上になりますが、款と項と書いてある部分があるかと思えます。これは予算科目のことですが、議会の予算議決の対象となるのはこの款と項でございます。このことから、これらは議決科目と呼ばれております。

まず、1款の市税についてでございます。項の部分を見ていただきますと、1項の市民税から7項の都市計画税まで記載されているかと思えます。すなわち、ここに上げている

税が一般会計で課税している税ということとなります。ほかにも国民健康保険税や介護保険料などありますが、これらはそれぞれの特別会計で計上されているものでございます。

この1款市税の予算額は140億8,759万8,000円としております。

次に、第2款の地方譲与税についてでございます。この地方譲与税の中には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税がございます。この2款の予算額につきましては2億3,738万3,000円としております。

次に、3款の利子割交付金でございます。これは金融機関から利子の支払いを受ける際に課税された税の一部が交付されるものでございます。予算額は464万8,000円としております。

次に、4款の配当割交付金でございますが、こちらは株式の配当に対して納められた税を基に交付されるものでございます。予算額は7,162万8,000円としております。

次に、5款の株式等譲渡所得割交付金でございます。これは株式の譲渡に対して納められた税を基に交付されるものでございます。予算額は6,102万1,000円としております。

次に、6款の法人事業税交付金でございます。こちらは法人事業税の一部が交付されるものでございます。予算額は1億8,434万5,000円としております。

次に、7款の地方消費税交付金でございます。こちらは地方消費税の一部を財源として、人口や従業者数に応じて交付されるものでございます。予算額は21億7,633万2,000円としております。

次に、8款のゴルフ場利用税交付金です。これはゴルフ場利用の際にかかる税を基に交付されるものでございます。予算額は4,877万7,000円としております。

次に、9款の環境性能割交付金でございます。こちらは軽自動車を除く自動車を取得する際に県税が課税されるところでございますが、その税を基に交付されるものでございます。予算額は4,261万円としております。

次に、10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金でございます。こちらは自衛隊基地などの国の施設がある市町村に交付をされるものでございます。予算額は137万円としております。

続いて、右側3ページに移りまして、11款の地方特例交付金でございます。こちらは、主には個人住民税における住宅借入金特別控除の実施による減収を補填するために交付されるものでございます。予算額は1億1,676万6,000円としております。

次に、12款の地方交付税でございますが、予算額は36億4,961万1,000円としておりま

す。

次に、13款の交通安全対策特別交付金でございます。こちらは道路交通法による反則金を財源として交付されるものでございます。予算額は2,000万円としております。

続いて、14款の分担金及び負担金でございますが、こちらは3億9,889万5,000円。

15款の使用料及び手数料は、5億6,216万6,000円。

16款の国庫支出金につきましては、83億2,949万1,000円。

17款の県支出金につきましては、33億2,397万3,000円。

18款の財産収入につきましては、5,471万8,000円。

19款の寄附金につきましては、5億6,165万2,000円。

続いて、20款の繰入金でございます。この繰入金につきましては、基金やほかの会計からの繰入金でございます。予算額は4,521万7,000円としております。

そして、4ページに移りまして、21款の繰越金でございます。予算額は1億円としております。

次の22款の諸収入には、延滞金、加算金及び過料、貸付金元利収入、雑入、受託事業収入がございます。予算額は6億380万4,000円としております。

そして、最後の市債はいわゆる借入金のことでございますが、予算額を4億5,399万5,000円としております。

以上、御説明しました歳入予算の合計は351億3,600万円でございます。

次に、6ページをお開きください。6ページから7ページにかけて、歳出予算について記載しております。

まず、1款の議会費でございます。ここには議会の活動に要する経費を計上しております。予算額は2億7,988万6,000円としております。

次に、2款の総務費でございます。ここには全般的な管理事務や共通経費、ほかの款に区分できない経費を計上しております。予算額は34億603万2,000円です。

次に、3款の民生費でございます。ここには住民の生活と福祉に要する経費を計上することとなっております。予算額は178億9,690万円です。

次に、4款の衛生費でございます。ここには住民の衛生的な生活を保持するための経費を計上しております。予算額は38億439万4,000円としております。

次に、5款の農林水産業費でございます。ここには農業や林業に要する経費を計上しております。予算額は4億3,669万7,000円です。



次に、6款の商工費でございます。ここには商工業や観光に要する経費を計上しております。予算額は4億5,949万2,000円です。

続いて、7款の土木費でございます。ここには道路や河川、公園や都市計画に要する経費を計上しております。予算額は16億6,816万5,000円でございます。

続いて、右側7ページに移りまして、8款の消防費でございます。ここには消防や消防団に要する経費を計上しております。予算額は11億2,689万6,000円です。

次に、9款の教育費でございます。ここには小中学校や幼稚園、生涯学習に要する経費を計上しております。予算額は35億6,029万円です。

次に、10款の災害復旧費でございます。いわゆる災害の応急復旧に係る経費を計上しております。予算額は6,572万3,000円です。

次に、11款の公債費でございます。ここには借入金の償還に要する経費を計上いたしております。予算額は24億152万5,000円です。

最後に12款の予備費でございます。地方自治法第217条では、予算外の支出や予算超過の支出に充てるため一般会計に予備費を設けなければならないと規定されており、3,000万円を計上いたしております。

以上、御説明しました歳出予算の合計は351億3,600万円でございます。

次に、8ページを御覧ください。第2表の債務負担行為についてでございます。さきに御説明しましたとおり、事項や期間、限度額を定めておりますが、限度額の合計としては6億1,638万7,000円としております。

9ページに移りまして、第3表の地方債についてでございます。ここもさきに御説明しましたとおり、起債の目的や限度額、起債の方法などを定めておりますが、限度額の合計としては4億5,399万5,000円としております。

次に、12ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

まずは歳入から御説明いたします。このページでは、本年度予算額と前年度予算額との比較を行っておりますが、前年度の比較で大きく増減しているものからそれぞれ主なものを挙げますと、1款の市税、16款の国庫支出金、23款の市債となっております。

詳細については後ほど御説明させていただきますが、簡潔に申し上げますと、1款の市税が増となっている理由は、前年度の予算においては新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けると見込んでいたため、16款の国庫支出金が増となっている理由は、物価高騰対策の交付金、補助金が当初予算として計上されたためでございます。一方、23款の

市債が減となっている理由は、臨時財政対策債の発行可能額が大きく減となる見込みであるためでございます。

次に、14ページをお開きください。

次は、歳出についてまとめた表となります。前年度との比較で大きく増減しているものからそれぞれ主なものを挙げますと、2款の総務費、3款の民生費、11款の公債費となっております。

詳細については、こちら後ほど御説明させていただきますが、簡潔に申し上げますと、2款の総務費が増となっている理由は、旧庁舎解体やふるさと応援寄附金の拡充に要する費用を計上したため、3款の民生費が増となっている理由は、子どもや障がい者、生活困窮者に関する予算を増額しているためでございます。一方、11款の公債費が減となっている理由は、地方債残高の減少により元金償還に要する費用を減額したためでございます。

続く15ページは、それぞれの費目ごとの財源内訳を示したページとなっております。

次に、16ページをお開きください。16ページから67ページにかけて歳入予算の事項別明細を記載しております。ここで予算書の見方を簡潔に御説明させていただきます。

16ページの左の上、まず歳入と書いてあるところの下に、(款) 1市税、(項) 1市民税とありますけれども、これは1款の市税、そして1項の市民税という意味でございます。ここまでが議決科目でございます。表の一番左に目があって、1個人とありますけれども、これは1目の個人。そして、17ページ、表の左上は、まず、上に節があって、その区分と書いてあるところの下に1現年課税分とあります。これは1節の現年課税分という見方となります。そして、表の右側に説明とありますが、これは節の詳細を補足するものとして説明書きをしている部分でございます。

次に、68ページをお開きください。こちら、68ページから343ページにかけて、歳出予算の事項別明細を記載しております。歳入と同様に予算書の見方を御説明させていただきます。

68ページの左上、同様に(款) 1議会費、(項) 1議会費とありますが、これは、1款の議会費、そして1項の議会費です。繰り返しになりますけれども、ここまでが議決科目でございます。そして、表の左側に目があって、1議会費とありますが、1目の議会費という意味でございます。

69ページの左上に節があって、区分の下に1報酬とありますけれども、こちらが1節の

報酬という見方となります。そして、表の右側に歳入と同じように説明とありますが、補足として説明している部分でございます。

この説明の欄でアンダーラインを引いているところが、いわゆる事務事業でございます。すなわち、1目の議会費には、議会運営事業であるとか、事務局運営事業、次ページにかけて、政務活動費、職員給与費といった事務事業があるというふうに見ていただければと思っております。

次に、346ページをお開きください。

346ページ、給与費明細書でございます。給与費明細書とは、議会に予算を提出する場合に併せて提出すべきとされている予算説明書の一つであり、その様式については総務省令で定めております。全部で348ページまでございますが、ここについては後ほど御確認をいただきますようお願いいたします。

次に、350ページをお開きください。

350ページから356ページにかけてが、債務負担行為・支出予定額等に関する調書でございます。これまでに設定した債務負担行為について、前年度末までの支出額や支出見込額、今年度以降の支出予定額などについて記載しております。

次に、362ページをお開きください。

地方債・現在高見込等に関する調書でございます。ここでは、地方債の前々年度末現在高、前年度末現在高の見込額、今年度の増減見込み、最後に今年度末現在高の見込額まで記載しております。御覧いただきますように、当該年度末、すなわち令和5年度末の現在高は、表の右下となりますが、212億3,119万9,000円となる見込みです。前年度末が230億8,870万6,000円となる見込みでございますので、ここに記載はしてありませんが、前年度比で約18億5,700万円の減少となる見込みでございます。

続きまして、こちら、令和5年度予算資料の説明に移らせていただきます。

○委員長（上村和男君） ちょっと待ってください。しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

---

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明をいただきましたので、質疑に入りますが、まだですか。何か説明をやるんです

か。まだやりたいね。じゃあ、引き続き説明をお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、予算資料についての説明に入らせていただきますが、よろしいでしょうか。

こちら、予算資料の説明に移らせていただきます。

まず、開きまして、目次の次のページとなりますが、1ページをお開きください。ページ番号は、紙の右側についております。

1ページ目は、令和5年度の歳入歳出予算総括でございます。本日は一般会計についての御審議をお願いしておりますが、参考として各特別会計の予算額も含めたところで一覧として作成しております。

一番上の一般会計の部分を御覧いただきますと、本年度予算額は351億3,600万円、前年度予算額は331億4,200万円でございますので、前年度比は19億9,400万円の増、比率にしますと6%の増となっております。

次に、2ページをお開きください。

一般会計の款別集計表でございます。先ほど予算書のところで御説明した部分と重複いたしますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

続く3ページは歳出予算についてでございますが、同じつくりで資料を作成させていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

それでは、4ページをお開きください。

4ページは一般会計歳出充当財源ということで、歳出予算がどのような財源で賄われているかをまとめた表でございます。例えば、1款の議会費であれば、予算額は2億7,988万6,000円ですが、財源内訳のその他の部分に1とあるかと思えます。具体的には、コピー料でございますが、コピー料から1,000円賄われているが、それ以外は全て一般財源。主なものは市税でございますが、そのほとんどが市税などの一般財源から賄われる予定であるということを款別の財源を示した資料でございます。

次に、6ページをお開きください。

一般会計性質別総括の歳入でございますが、これは2ページで見ていただきました表と同じ表となりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、8ページをお開きください。

今度は一般会計性質別総括の歳出でございます。このページは、歳出予算をこれまで見

ていただいた款別ではなく、性質別に振り分けをした場合の一覧表でございます。令和5年度と令和4年度の予算額を比較しております。

ここで用語の説明を少しさせていただこうと思っておりますが、2の物件費と5の補助費等が分かりにくい用語かと思えます。

まず、物件費とは、光熱水費や消耗品費、委託料や賃借料などでございます。

次に、補助費等についてですが、各種団体への補助金や負担金などでございます。

前年度の比較で大きく増減している主な項目は、物件費や扶助費、そして公債費でございます。主な理由につきましては、別の資料を使って後ほど御説明させていただきます。

続く10ページから12ページにかけて、性質別明細の歳入ということで、先ほどの性質別に分けた表をより細かく分けた場合の表でございます。

そして、14ページから15ページにかけて、同様に歳出予算をより細かく分けた場合の表でございますが、これらにつきましては、後ほど御確認いただければと思っております。

次に、16ページをお開きください。

予算額の臨時・経常財源ということで、予算を臨時的なものや経常的なものに分けた場合、さらに特定財源と一般財源等に分けた場合の一覧表を作成しております。

これらを簡潔に説明しますと、臨時的なものには、一時的、偶発的に収入されるもの、経常的なものには、毎年持続して固定的に収入されるもの、次に、特定財源には、財源の使途が特定されているもの、一般財源には、財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを計上することとなっております。

例えば、1、地方税の部分で、臨時的な一般財源等として10億16万1,000円が計上されておりますが、ここには都市計画税を計上することとなっております。その他の地方税については経常的な一般財源等に計上し、130億8,743万7,000円、こちらのほうになります。このように定められたルールに従って歳入予算を振り分けた表となっております。

次に、18ページをお開きください。

今度は歳出予算を同様のルールに基づいて分類した場合の表でございますので、説明のほうは割愛させていただきます。

続いて、20ページをお開きください。

20ページから30ページにかけて、負担金・補助及び交付金一覧ということで、款項目ごとに分けた一覧表を掲載しております。それぞれ目の内訳ごとに、主管課、2年分の予算額を一覧としてまとめております。

次に、32ページをお開きください。

施策、事業ごとの予算額一覧ということで、32ページには、総合計画の施策体系ごとに、どれだけの予算を投入したか、前年度からの増減は幾らかなどの総括表を掲載しております。33ページから49ページにかけては、事業ごとの予算額一覧表を掲載しております。それぞれの施策体系ごとに主管課、款項目、事業名、2年分の予算額などをまとめております。

次に、50ページをお開きください。

50ページは、消費税率の引上げ分に係る地方消費税交付金の充当状況を示した資料でございます。消費税率の引上げに伴う増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に充てることとされております。令和5年度の社会保障施策に要する経費は154億527万2,000円になると見込んでおりますが、その一部に消費税率の引上げ分である社会保障財源化分の12億6,227万2,000円を充てる見込みであるということを示した資料でございます。

次に、51ページを御覧ください。

51ページから54ページにかけては、令和5年度の新規事業一覧を掲載しております。それぞれ事務事業ごとに所管課、総合計画における施策、事業概要、予算額などを一覧としてまとめております。なお、今回廃止とした事業はございません。

次に、令和5年度筑紫野市一般会計予算審査常任委員会説明資料、こちらのA3サイズの資料をお願いいたします。こちらの資料の説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料の1ページをお開きください。

1ページは、令和5年度当初歳入歳出予算総括表でございます。下段の表につきましては再掲となりますので説明は割愛させていただきますが、上から2行目の文章の部分を読み上げさせていただきます。一般会計については、義務的経費のうち、公債費は減額しましたが、人件費、扶助費は増額を行い、また、物件費、投資的経費の増額を行ったことから、対前年度当初予算比19億9,400万円増の351億3,600万円にしているところでございます。

次に、2ページをお開きください。

2ページは、令和5年度一般会計歳入当初予算についてでございます。上段に円グラフ、下段に費目ごとの内訳を挙げさせていただいております。

まず、円グラフを御覧いただきますと、歳入に占める自主財源と依存財源の割合を示し

ております。ピンク色の自主財源が全体の46.7%、オレンジ色の依存財源が53.3%となっている状況となっております。

次に、下段の表を見ていただきますと、ピンクの自主財源、すなわち市が自主的に調達できるお金のことでございますが、この中には、市税、繰入金・繰越金、使用料・手数料、諸収入などがございます。

次に、オレンジの依存財源、すなわち国や県からの交付金や銀行からの借入金のことでございます。この中には、地方交付税、国県支出金、地方譲与税、各種交付金、市債などがございます。

この中で、主なものを御説明いたしますと、自主財源である市税の予算額は140億8,759万8,000円、前年度比で6億1,761万7,000円の増となっております。続いて、下から4行目の依存財源である国県支出金につきましては、予算額116億5,346万4,000円で、前年度比10億3,954万7,000円の増となっております。その下の地方譲与税や各種交付金につきましては、予算額は29億6,488万円で、前年度比5億5,647万7,000円の増となっております。その下の市債につきましては、予算額は4億5,399万5,000円で、前年度比2億5,368万1,000円の減となっております。

この表の増減理由を簡潔にまとめたものが、円グラフの上にあります文章の部分でございます。読み上げさせていただきますと、主な増減内容として、市税は、個人市民税が約2億2,300万円の増額、法人市民税が約1億7,100万円の増額等により、全体で6億1,761万7,000円の増額となっております。

国県支出金は、新型コロナ対応の地方創生臨時交付金が約4億7,900万円の皆増、新型コロナワクチン接種対策費負担金が約2億1,300万円の増額、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金が1億5,000万円の皆増、障害児給付費等負担金が約9,400万円の増額、障害者自立支援給付費負担金が約9,200万円増額等により、全体で10億3,954万7,000円の増額となっております。

地方譲与税、各種交付金などは、地方消費税交付金が約4億3,500万円の増額、法人事業税交付金が約6,200万円の増額等により、全体で5億5,647万7,000円の増額となっております。

市債につきましては、臨時財政対策債が約3億円の減額等により、全体で2億5,368万1,000円の減額ということでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

3 ページは、令和 5 年度一般会計歳出当初予算ということで、目的別の歳出状況について示しております。この目的別といいますのは、歳出を行政の目的によって区分したもので、どのような分野にどれくらいのお金が使われる予定なのか、市の予算の配分状況を同じように円グラフや表でまとめさせていただいております。

まず、円グラフを見ていただきますと、御覧のとおり、オレンジ色の民生費の割合が最も多くなっており、全体の50.9%を占めております。続いて、2 番目、3 番目が緑色の衛生費と灰色の教育費となりますが、全体の10.8%、10.1%となっております。

次に、下段の表を御覧ください。主なものを御説明いたしますと、民生費の予算額は178億9,690万円、前年度比で10億3,094万3,000円の増となっております。

その下の衛生費の予算額は38億439万4,000円で、前年度比 3 億4,097万4,000円の増。

続いて、教育費の予算額は35億6,029万円で、前年度比 1 億1,747万6,000円の増。

次の総務費につきましては、予算額34億603万2,000円で、前年度比 4 億8,998万1,000円の増。

一つ飛びまして土木費につきましては、予算額16億6,816万5,000円で、前年度比1,053万5,000円の増となっております。

先ほどと同様に、主な増減理由をまとめた上段の文章の部分を読み上げさせていただきます。

民生費については、物価高騰対策による住民税非課税世帯への給付金支給事業が約 3 億7,800万円の皆増、障がい福祉サービスの利用者増により介護給付等事業が約 3 億7,300万円の増額、物価高騰対策による子育て世帯生活支援特別給付金支給事業が 1 億5,300万円の皆増、後期高齢者の増により後期高齢者医療事業特別会計繰出金が約 1 億1,200万円の増額となりました。

衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業が約 1 億9,700万円の増額、カミーリヤ改修により総合保健福祉センター修繕事業が約9,000万円の皆増となりました。

教育費につきましては、事業終了により小学校トイレ改修事業が約 3 億800万円の皆減となりましたが、筑紫小学校職員室増築等により小学校施設維持管理事業が約 2 億円の増額、物価高騰対策による学校給食物価高騰対策事業が約5,500万円の増額、筑紫野中学校ナイター照明のLED化による中学校ナイター施設運営事業が約5,500万円の増額となっております。



総務費につきましては、旧市庁舎解体等により市有財産管理事業が約1億9,300万円の増額、ふるさと応援寄附金納付促進事業が約9,800万円の増額となっております。

土木費につきましては、事業進捗により天拝公園北側道路整備事業が約6,200万円の減額となっておりますが、事業進捗により急傾斜地崩壊対策事業が約1億2,100万円の増額となっております。

続きまして、4ページをお開きください。

4ページは同じく歳出でございますけれども、今度は性質別に分類をした場合の歳出状況について示しております。歳出を性質別に分類いたしますと、大きくは義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられます。真ん中に同じように円グラフをつけておりますけれども、青色の義務的経費が全体の56.9%を占めており、オレンジ色の投資的経費は全体の5%、緑色のその他の経費が全体の38.1%となっております。

もう少し詳しく割合を見ていただきますと、円グラフの外側の部分となります。最も割合が多いものは水色の部分となりますが、扶助費の35.8%でございます。続く2番目が緑色の部分となりますが、物件費で15.4%、3番目が水色に戻りますが、人件費で14.3%となっております。

次に、下段の表を見ていただきますと、青色の部分でございますが、義務的経費とは、毎年必ず支出が必要となる固定的な経費のことで、扶助費、人件費、公債費が含まれます。義務的経費全体の予算額は199億7,954万7,000円で、前年度比7億9,593万8,000円の増となっております。増加の主な要因は、その下の扶助費でございますが、扶助費は、前年度比7億5,028万円の増となっている状況でございます。

次に、緑色の部分ですが、その他の経費には、物件費、補助費、その他として維持補修費や積立金、繰出金などが含まれます。その他の経費全体の予算額は133億9,537万2,000円で、前年度比9億5,509万9,000円の増となっております。

次に、オレンジ色の投資的経費でございますが、投資的経費とは、将来に残るものに支出する経費のことでございますけれども、道路や施設の建設費などの普通建設事業費などが含まれます。投資的経費全体の予算額は17億6,108万1,000円で、前年度比2億4,296万3,000円の増となっております。

先ほどと同様に、主な増減理由をまとめた上段の部分を読み上げさせていただきますと、義務的経費につきましては、前年度比4.1%増加をしております。扶助費は、住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金が3億6,000万円の皆増、障害児通所給付費が約1億

8,900万円の増額、障害者総合支援法に基づく介護給付費等が約1億8,400万円の増額、子どものための教育・保育給付費が約7,900万円の増額となっております。人件費につきましては、会計年度任用職員報酬の増などにより約1億700万円の増額となっております。

投資的経費については、前年度比16.0%増加しております。普通建設事業費は、小学校トイレ改修事業工事費が約2億8,600万円の皆減となっておりますが、旧市庁舎解体による市有財産管理事業工事費が約1億8,100万円の増額、急傾斜地崩壊対策事業工事費が約1億5,100万円の増額、筑紫小学校職員室増築等による小学校施設維持管理事業工事費が約8,900万円の増額となっております。

その他の経費につきましては、前年度比7.7%増加しております。物件費は、電気料が約1億6,400万円の増額、ガス代が約5,800万円の増額、新型コロナワクチン接種業務委託料が約2億2,000万円の増額となっております。補助費等につきましては、出産・子育て応援交付金が9,600万円の皆増となっております。その他として、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が約1億1,200万円の増額、国民健康保険事業特別会計繰出金が約4,000万円の増額、介護保険事業特別会計繰出金が約2,700万円の増額となっております。

続きまして、5ページ、6ページでございます。

○委員長（上村和男君） ちょっと待ってくださいね。まだ随分かかりますか。約1時間たっているので、休憩を入れたほうがいいかもしれません。あなたも疲れないかどうかです。聞くほうは情報があふれ過ぎていきますので。よろしいですか。あとどれぐらいで終わりますか。終わればいいですけど。あと30分ぐらいかかりそう。

じゃあ、しばらく休憩していいですか。じゃあ、25分から始めます。休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午前11時15分

再開 午前11時28分  
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

引き続き、課長から説明願います。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、引き続き説明させていただきます。

続きまして、5ページ、6ページになります。

令和5年度におきましても様々な事業を行いますけれども、新規事業や増加額が大きい

事業など、予算的に動きがある主立った事業ということで、財政課のほうで25事業をまとめさせていただいております。

主な事業として幾つか御紹介させていただきます。

まず、5ページの一番上、ナンバー1の市有財産管理事業です。予算額は1億9,874万8,000円としております。この事業は市有財産の管理に関する事業でございますが、令和5年度は、旧市庁舎、その他の施設の解体に伴い、事業費を1億9,275万4,000円増額しているものでございます。

次に、ナンバー2の防犯灯補助事業でございます。予算額は2,799万4,000円としております。この事業は、各行政区に対し、防犯灯の新設、補修、電灯費の補助をする事業でございますが、令和5年度は、防犯灯のLED化に関する補助制度を追加することに伴い、事業費を332万5,000円増額しているものでございます。

次に、ナンバー7の養育費確保支援事業です。新規事業として予算額40万円を計上しております。内容としては、ひとり親家庭を支援するため、養育費に関する公正証書等の作成費用や養育費保証契約の締結費用を補助するものでございます。

次に、ナンバー10の保育所等ICT化推進等事業です。新規事業として予算額284万5,000円を計上しております。内容としては、保育士の業務負担を軽減するため、ICT化に取り組む保育所に対し、経費の一部を補助するものでございます。

次に、ナンバー11の保育所等給食支援費補助事業です。予算額2,557万8,000円を計上しております。内容としては、令和4年度に引き続き、物価高騰対策として、保育所等へ給食食材費の高騰分を助成するものでございます。

次に、ナンバー13のアピアランスケア用品購入助成事業です。新規事業として予算額31万円を計上しております。内容としては、がん患者等の心理的負担を軽減するために、医療用ウィッグや補整具などの購入費用の一部を助成するものでございます。

次に、ナンバー15の地域活性化商品券補助事業です。予算額は3,250万円としております。この事業は、商工会が発行する地域活性化商品券のプレミアム分を補助する事業でございますが、令和5年度は、物価高騰対策により、前年度に引き続き、補助額の増加及び一部をキャッシュレス決済対応とすることに伴いまして、事業費を2,250万円増額しているものでございます。

6ページに移りまして、次に、ナンバー19の生徒指導総合推進事業です。予算額は3,907万9,000円としております。この事業は、いじめ・不登校等の課題解決を図るための

人材を配置する事業でございますが、令和5年度は、スクールソーシャルワーカーを増員することに伴い、事業費を667万1,000円増額しているものでございます。

次に、ナンバー20の小学校施設維持管理事業です。予算額は4億1,577万円としております。この事業は、小学校施設の点検、維持管理に関する事業でございますが、令和5年度は、筑紫小学校職員室の増築などに伴い、事業費を2億2万4,000円増額しているものでございます。

次に、ナンバー23のデジタルリテラシー向上事業です。新規事業として予算額250万9,000円を計上しております。内容としては、市民のデジタルリテラシー向上を図るため、パソコン、スマホの講座を開催するものでございます。

次に、ナンバー24のスポーツ振興担当一般事務事業です。予算額は698万6,000円を計上しております。この事業は、文化・スポーツ振興課の通常業務に関する事業でございますが、令和5年度は、スポーツ推進計画の策定などに伴い、事業費を131万円増加するものです。

最後に、ナンバー25の中学校ナイター施設運営事業です。予算額は5,618万7,000円を計上しております。この事業は、市内2中学校におけるナイター設備の維持管理、運営に関する事業でございますが、令和5年度は、筑紫野中学校ナイターの改修、LED化に伴い、事業費を5,494万1,000円増加するものでございます。

このほかの主な事業としまして、物価高騰対策に関する事業が、5ページのナンバー4、ナンバー8、6ページに戻りまして、ナンバー16、ナンバー22とございますけれども、これらの4事業につきましては、さきの5月1日臨時会にて暫定補正予算として議決をいただいているものでございますので、今回説明は割愛させていただきます。

続きまして、7ページをお開きください。

先ほど歳入のところでも御説明をさせていただきましたが、令和5年度の一般会計における自主財源と依存財源の比率を改めてこちらでお示ししております。

下のほうに、令和元年度から令和5年度までの自主財源、依存財源の推移について掲載しております。今年度は、ピンク色の自主財源は46.7%と、前年度と比較しますと減少しておりますが、その主な要因としましては、依存財源である国庫支出金が増加すること、及び自主財源である財産収入のうち土地の売却収入を小さく見込んだこととございます。

続いて、8ページをお開きください。

8 ページは、令和 5 年度の一般会計における性質別状況についてお示ししております。義務的経費、補助費や物件費、投資的経費のそれぞれの割合でございますが、先ほどと同様に、下のほうに令和元年度から令和 5 年度にかけての性質別状況の推移についてお示しております。青色の義務的経費の割合は、令和元年度から令和 4 年度まで一様に増加傾向でございましたが、令和 5 年度は 56.9% と減少しております。その主な要因としましては、義務的経費の扶助費自体は増加しておりますが、それ以上に、緑色の補助費、物件費のうち、この物件費がエネルギー価格の高騰などを受けて増加を見込んでいるためでございます。

続きまして、9 ページをお開きください。最後のページとなります。

9 ページでは、一般会計における予算編成時の経常収支比率の推移をお示ししております。経常収支比率とは財政構造の弾力性を測定する指標でありまして、その比率が低いほど弾力性に富んでいるとされております。本来は決算数値を基に算出することとなっておりますが、参考として予算編成時における見込み数値を出しておるところでございます。

表では、令和元年度から令和 5 年度までの数値を掲載しておりますが、令和元年度の 91.1% から始まりまして、91.8、92.9、95.0 と続いており、令和 5 年度は 93.5% となる見込みでございます。前年度と比べますと減少しておりますが、主な要因としましては、増加要因の扶助費は増加しているものの、それ以上に減少要因である地方税、普通交付税の増加が大きかったためでございます。

後日、財政課も含めまして各課集中審査がございますので、本日は令和 5 年度の全体的な予算の概要について御説明させていただきました。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） お疲れさまでした。

それでは、予算書を使っての説明、予算資料を使っての説明、それから一般会計の委員会への説明資料 3 種類を使って説明をいただきました。全体の予算説明の中で、質疑のある方は挙手をしていただいて、課長からは、後日、各課集中審査がありますからというお話がありまして、そのとおりでございますが、この時点で財政課の説明に質疑のある方は挙手を願います。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 予算書の 8 ページ、債務負担行為の第 2 表がありますが、ほかの項目は大体いつもあるような内容なので分かるんですけども、1 番目と 2 番目が、令

和6年から令和16年、公共施設LED照明設備リースとあります。それと、2番目の職員援助プログラム業務委託、これが令和6年から令和7年。これは債務負担ということで、来年度の本予算にも計上されてはくると思うんですが、今の時点で債務負担に上がっているというところで、この事業の内容を少し説明いただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 課長、説明できますか。

○財政課長（高木伸泰君） 休憩を。

○委員長（上村和男君） じゃあ、一旦休憩しますので、どうぞ。

---

休憩 午前11時41分

再開 午前11時43分

---

○委員長（上村和男君） 会議を再開をいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今、急に言いましたのであれですが、この債務負担行為の第2表の1番と2番について、各課集中審査のときに資料をそろえていただく内容で、財政のほうで調整していただければ、それでいいのかなと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） そのように資料、回答を準備させていただきたいと思いません。

○委員長（上村和男君） じゃあ、そうしていただくということで、この質疑は……

○財政課長（高木伸泰君） よろしいでしょうか。今、資料がそろいましたので、概要の説明ができますが、（「後でいいよ。」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村和男君） ごめんね、走って。じゃあ、この質疑はそういうことで資料を要求しておきますので、提出していただいて説明をいただくというふうにします。

ほかにまだ手を挙げていた人がいましたね。

田中委員。

○委員（田中 允君） 最後の経常収支比率の、今、令和5年度は93.5になっとうですたいな。

○委員長（上村和男君） 田中委員、マイクを入れてください。

○委員（田中 允君） 93.5になっとうたいね。これは5年間ずっとなっとなるわけよね。

令和1年から5年までね。それで、僕たちは最初は、経常収支比率が80%を超えたらイエローゾーンで、90を超えたらもうレッドゾーンというような、ちょっと数字が間違うたらいいませんが、とにかく80を超えたら駄目だって、駄目だというか、イエローゾーンとかレッドゾーンとかそういうラインに入っていく過程だというふうに聞いたんですよね。それで県内で5番目とか、これは誰か言いよつたろう、この前、筑紫野市は県内で5番目に経常収支比率がいいんですよとかいう話、これは雑談だったか知りませんが、聞いたりにしているんですけど、実際これは健全経営に当たるんですかね、この5年間。

○委員長（上村和男君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） こちらの経常収支比率93.5%という数字でございますが、こちらは、資料にありますとおり、予算編成時の経常収支比率でございます。今回、予算審査ということで、予算編成時の比率のほうを上げさせていただいておりますが、本来、統計上、提出する資料については決算の数字を基にこの経常収支比率を作成するものでございます。仮にこの予算どおりに、1円たりともたがわず支出、収入があった場合ということになりますと、決算時にも同じ93.5%という数字になりますが、実際はそのとおりにはなりませんので。

○委員（田中 允君） それがね。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 85%以上が一応イエローゾーンというか、まして、90%、これは予算比でしとるわけたい、令和1年、令和2年の対予算比で、当初予算の関係でやっとなるわけですね。当初予算の関係です。だから、そこをちょっと確認させてもらっていますけども。じゃあ、決算のときにこれは見込みはどれくらい、先にならないと分らないと言うかもしれないけども、見込みとしてね、大体どの程度になるのか。そして、それは健全経営と言えるのか。ちょっとそこのお尋ねです。

○委員長（上村和男君） じゃあ、ちょっと休憩しましょうかね。

---

休憩 午前11時48分

再開 午前11時51分

---

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、説明させていただきます。

まず、令和3年度の実績を報告させていただきます。

予算編成時の経常収支比率の数字が92.9%と、この表になっておりますが、決算時におきましては82.6%の数字になっております。この原因につきましては、予算の執行段階において、歳出の抑制、それから歳入の確保ということで様々な努力をした結果でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） そういうことであればね、減った分たいな……。

（「座って。」と呼ぶ者あり）

○委員（田中 允君） いいやんね、俺が立って話しようっちゃけん。

それでね、どういう経営努力をしたのかを今度また聞きますので、今日はここまでにしておきます。経営努力、どういうことをしたって。10%も違う予算の組み方っておかしいんじゃないかなと思うわけよ、僕としてはね。

○委員長（上村和男君） そしたら、決算のときにそういう議論をぜひというふうにしておきますけど。

○委員（田中 允君） 一応、提案。

○委員長（上村和男君） 決算のときは大体そういう議論はしていると思いますので、決算審査特別委員会のときに、職員の努力があったんでしょと、執行部の努力というふうには評価している面は忘れないでいただきたいと。

じゃあ、ほかに手を挙げているのは、西村委員、赤司委員、二人まで。まだ誰が挙げとる。高原委員。じゃあ、この3人目で終わりね。

○委員（田中 允君） 議長に質疑権はないとばい。

○委員（赤司泰一君） 赤司祥一。

○委員長（上村和男君） 赤司祥一委員。すみません、議長ではない赤司委員。

○委員（田中 允君） 二人おるけん。

○委員長（上村和男君） 赤司祥一委員、すみませんでした。じゃあ。西村委員から赤司祥一委員、そして高原委員までやって質疑を終わらすことにしますので、どうぞ、西村委員、簡明に願います。

○委員（西村和子君） 説明資料の2ページ。市税のところなんですけれど、増額を見込



んであるんですが、これの根拠を詳しく説明いただけたらと思います。

○委員（横尾秋洋君） それはさっき言ったじゃない。コロナを見込んだから、前年度より、そのまんま下げますということ。

○委員長（上村和男君） コロナのなかったときと比べると、これは大きいでしょう。コロナのなかったときと比べても増えているんです、この市税は。だから説明が求められていると思いますので、コロナで少ないと見込んでいたけれども、云々かんぬんっちゃうのは説明になっていないんだよ。ついでに言っておきますが。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） 市税の増額に関しましては、予算審査集中審査のほうで資料要求が出ておりますので、税務課のほうから回答するような形でいきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 西村委員、資料要求が出ているから、そこでちゃんと説明する。

次。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） ありがとうございます。

すみません、これは私の不勉強かもしれないんですが、同じくA3縦の資料の1ページの部分で、一般会計351億と別に特別会計があって、足して555億ということだと思うんですが、この特別会計の中に国民健康保険事業特別会計や介護保険、後期高齢者というのがあるって、すみません、4ページの上段の説明文の最後の2行のところに、後期高齢者だったり国民健康保険特別会計があって、ここの説明はこの351億の一般会計の中の話だと思うんですが、351億以外のところにある特別会計からこの一般会計の中に繰り出しているということかなというふうに想像したんですが、そうじゃないんですか。すみません、特別会計に上がっている項目がここにあるって、これが増額したり減額したりする理由だったり経緯とかって何か教えていただければ。

○委員長（上村和男君） 課長、説明するね。じゃあ、すみませんが、お願いします。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） これは、4ページの一般会計から各特別会計へ繰り出しをしているところでございますが、こちらは繰出基準というのがそれぞれの事業におきまして決まっておりますので、その額に基づいた繰出額を各特別会計へ繰り出しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） よし、じゃあ、高原委員がとどめの。

○委員（高原良視君） いや、とどめじゃない。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） この令和5年の予算編成に当たって、昨年からずっと準備されてきておられますね。そしたら、もう1月、2月頃には全部大体予算は組まれておりますよね。その中で、2月1日から平井市長が誕生されました。平井市長が誕生された後、2月1日から3か月程度、2月、3月、4月まで、どうかこうか分かりませんが、その中で、市長のほうから、前の予算の分からどういうところを増、どういうところを減とか、そういうものの予算の変更の分はどんなものでしょうか。

何でかという、平井市長はマニフェストで市民に、選挙でですね、10万市民の、受けておられますので、そここのところの、今度の5年にどのような反映をされたかをお聞きします。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分  
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） 会議を再開をします。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） こちらにつきましては資料要求のほうが出ておりますので、そちらで詳しく資料のほうを御覧いただきたいと考えております。以上です。

○委員長（上村和男君） ついでに説明もいただくようにですね。資料だけで終わりというふうにはならないかもしれません。よろしくお願ひします。

そしたら、次の議題に移ります。

審査資料要求の決定についてですが、皆さんの手元に資料2、令和5年度一般会計予算審査資料要求事項が配付されていると思います。ありますね。資料2のとおり執行部に審査資料の要求を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、異議なしですから、資料2の内容で執行部に対し審査

資料の請求をいたします。執行部の皆さん、よろしくお願いをいたします。

次に、予算審査資料の配付についてですが、今、要求をいたしました資料は、6月23日金曜日午前11時に議員控室の各議員席に配付される予定となっております。そのように周知しておきますので、執行部も対応のほうをよろしくお願いを申し上げておきます。

次に、議題（5）第2回以降の委員会の開始時刻についてであります。第2回以降の委員会の開始時刻は、例年どおりといたしますか、今度は常任委員会になりましたので、例年とは少し違いますが、午前9時からいつも行っておりました、特別委員会もですね。ですから、午前9時から開会をするということで、委員の皆さん、よろしいでしょうかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 異議なしでございますので、場所は同じく、ここ第1委員会室で行いますので、お忘れにならないように、というのは余計なことですが、次第書にそう書いてありますから、お忘れにならないだけでなく、必要な資料は用意していただいて御持参いただくようお願いしておきます。

なお、資料が足りないとか忘れたとかいうときは申し出てください。きっと予備を用意していただいておくことができると思いますので。それじゃあ、よろしいですか、皆さん。

以上をもちまして、本日の……。

○委員（高原良視君） ちょっといいですか。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） いろいろ資料の関係があるんですが、ドライブの中にどの程度入れられるんですかね。今日の分は入っていなかったんですが。事務局。

○委員（田中 允君） 中身やろう。

○委員（高原良視君） うん。今日のどの資料も大体入るとやろう。入っていないし、予算が全部出てくる分の資料の分も全部入れられるのか、どの程度の資料になるのか。

○委員長（上村和男君） じゃあ、事務局でそういうふうに計らうようにするんですか。それとも……。

○委員（田中 允君） 23日まで分らんちゃろもん。

○委員長（上村和男君） そこまではまだ用意できないという。

○委員（田中 允君） 23日までは分かりません。そういうことなら、はっきりそこを言っとかな。

○委員長（上村和男君） 23日の資料で終わりだね。ちょっと休憩します。

---

休憩 午後0時04分

再開 午後0時06分

---

○委員長（上村和男君） それじゃあ、私のほうから皆さんに申し上げます。

予算審査の資料は、G o o g l eに資料を入れるということが可能でありませんので、予算審査資料は紙ベースで、執行部から先ほど申し上げたように、23日の11時に皆さんの控室の席のところ配付をするというふうにしていただきたいと思います。

ただ、今後どうするかについては、議会改革のこともありますし、この委員会が常任委員会化されて初めて開かれておりますので、これを終わっていく時点で皆さんから御意見をいただきながら、執行部や議会事務局と相談の上、以降はこんなふうにしていただきたいか、できること、できないことあるでしょうから、そういうふうに議論を進めていくということを申し上げて、御理解をいただいておりますというふうに思いますので、先ほど執行部から説明のあったとおり、資料は机の上というふうに今回まではしたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、そんなふういたします。

いいですね。そしたら第2回以降の委員会の開始時刻は9時からということになりますので、御承知おきをいただいて、もう10分になりましたので、以上をもちまして本日の審査を終わりたいと思います。

それでは、本日の予算審査常任委員会はこれで散会といたします。お疲れさまでございました。

---

散会 午後0時07分